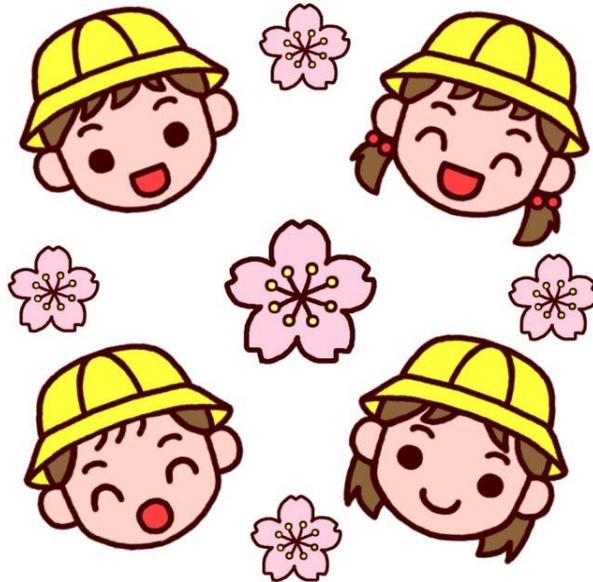


児童発達支援事業・ 放課後等デイサービス事業の 基準等について



★注意！
指定希望月の半年前までに一度目を通してください。

現時点での国資料等を参考に作成していますので、必要に応じて
随時改定します。逐時、東京都障害者サービス情報を確認してください。

本資料において、「児童発達支援事業等」とは、児童発達支援事業、
放課後等デイサービスの両事業の意味で使用しており、
「児童発達支援事業」とは「児童発達支援(センター以外)」のことを指しています。

【お問い合わせ・面談予約について】

問合せ先：公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部
障害福祉事業者指定室 児童系サービス(以下、財団)
受付時間：平日 9:00～12:00 / 13:00～17:45
電話番号：03-6302-0315

★ご注意ください★

現地調査や面談等で、担当は不在にしていることが多くあります。
直接来庁しての急な相談は受け付けておりません。当日連絡も不可です。
必ず事前に電話にてご連絡の上、面談予約をしてから来庁ください。

令和6年10月1日改訂

★事業所の開設は、慎重に検討し、判断いただくようお願いします★

指定申請をご検討中の法人におかれましては、児童福祉法の趣旨（目的・基本理念）や関係法令等を十分に理解し、『指定事業者として適切に事業を運営していけるだけの準備が十分にできたか』という観点での検討をお願いいたします。

◎法人及び事業所立ち上げに要する資金やその後の運転資金は大丈夫か？

◎安全かつ適切な事業実施に必要な人員、設備や運営体制の整備、確保は大丈夫か？

◎従業員の教育は十分にできるか？

◎適切な障害児の療育プログラムが提供できるか？

◎事業所を立ち上げるにあたり、管理者や児童発達支援管理責任者が十分に制度を理解しているか？ 等

～ 障害児の健全な育成と最善の利益の保障のために ～

※指定を受けるには、児童福祉法及び同法に基づく基準等を満たす

必要があるとともに、労働基準法、建築基準法、消防法、障害者虐待

防止法、障害者差別解消法等の関係法令の遵守も必要になります。

※以下の場合、申請者が法令や基準に従って適正な運営ができるということが確認できないため、指定が遅れたり、もしくは指定ができないことがあります。まずは、既に開設している事業所の運営を適正に行う必要があります。

①既に開設している事業所が指導検査や監査の途中であり、改善が確認できない場合。

※区市町村が行う実地検査等を受けている場合も同等です。

②既に開設している事業所が虐待通報を受け、調査中の場合。

③既に開設している事業所が虐待認定をされた場合。

④既に開設している事業所で、人員設備基準や定員等を遵守していないことが確認された場合。

⑤既に開設している事業所の運営状況や経営状況が悪い場合。

⑥既に開設している事業所で、変更届等の届出が速やかに行われず滞っている場合。

⑦法令や、事業の理解ができない場合。

等

下記に記載の内容は、あくまで例示ですので、これらの内容以外についても、面談等の中で必要に応じてお聞き取りさせていただきます。

★主に確認している事項

＜法人に関する事＞

○法人設立の時期や沿革、設立の経緯、理念等についてご説明いただきます。また、現在行っている事業がある場合は、行っている事業の開始時期や事業内容等についてもご説明ください。

＜地域ニーズ＞

○区市町村への相談時期及びやり取りの具体的な内容についてご説明いただきます。なお、ご説明いただく際には、法人からの説明内容や事業計画だけではなく、区市町村からの要望や回答内容等についても、詳しくご説明ください。

○事業所の設立を希望している地域の障害児通所支援事業のニーズについて、ご説明いただきます。説明にあたっては、主観的な内容ではなく、開設予定地域の区市町村から聞き取った情報など、客観的な情報を基にご説明ください。

＜事業の準備状況＞

○事業を始めようと思ったきっかけについて、具体的にご説明いただきます。いつ頃から検討し、準備を進めてきたかなど、時系列に沿ってご説明ください。

○事業計画について、具体的にご説明いただきます。まず、法人としての運営方針についてご説明ください。たとえば、どのような人材でどのような支援をするのかなど、支援体制や支援方法をご説明ください。また、これまで具体的にどのような準備を行ってきたのか、安定的な支援を行うためにどのような体制を取っていくのか等についてもご説明ください。

○研修計画について、具体的にご説明いただきます。制度や関係法令に関してどのように理解を進めていくのか、障害理解に関してどういった研修等を行うのかなど、制度や事業の一般的な内容から障害種別や支援内容など専門的な内容まで、研修内容や研修対象者、具体的なスケジュール等をお示しください。また、これまでどういった研修を行ってきたのか、指定前までに誰にどういった研修を行うのか、指定を受けた後はどういったスケジュールでどういった内容の研修を行うのか等についてご説明ください。

これまで、障害児が通所する事業所に、その保護者が職員として勤務することで、他の利用者や第三者から見て公平性に欠けるとの指摘や、給付費の請求が不適切な事例等がありました。

障害児通所支援事業所は、地域の障害児や家族からの信頼を得ながら、継続的に適切な支援や事業所運営をしていくことが重要です。

このため、客観的に利用児童の状況を判断して、個別支援計画を立てる児童発達支援管理責任者や、直接支援を行う児童指導員に、その保護者を配置する際は、利用児童に対する接し方や対応の違いなどが起きないように事前の準備が大切です。

以上のことから、透明性の確保や公平性を担保するための具体的な事業所の運営方法や、取組、計画等について、確認させていただきます。

○療育内容を具体的にご説明いただきます。具体的なタイムテーブル、活動や支援内容の詳細についてご説明ください。プログラムを考えるにあたって参考にしたもの等があれば、お示しください。

<基準理解>

○基準理解として、9ページ「凡例」に記載のある「基準省令」「解釈通知」「報酬告示」「留意事項通知」等について、ご確認いただいている前提でお話を進めさせていただきますので、必ず事前にご確認ください。

○人員配置の基準についての認識を確認させていただきます。

○営業時間とサービス提供時間について、それぞれの定義を確認させていただきます。そのうえで、その事業所で行うサービス内容に沿っているかを確認させていただきます。

○候補物件に関して、建築基準法上問題ないか、消防法上問題ないか、耐震化基準を満たしているか、バリアフリー条例上問題がないか等、事業者の方で確認をお願いします。図面に関して、死角のない一体的な空間が確保できているか、各部屋の平米数が基準を満たしているか、洗面設備等が必要数確保されているか等を中心に確認させていただきます。

○他のサービスとの多機能型の場合、人員や設備、動線等を、確認させていただきます。

○各事業におけるガイドライン等をご理解いただいているかを確認させていただきます。

○加算の届出を行う場合は、それぞれの加算の内容についてご理解いただいているか確認させていただきます。

はじめに

1 事前準備等

※障害児通所支援事業者としての指定を受けるにあたり、以下の点について、ご確認ください。

①法人格が必要です。

個人で指定を受けることはできません。予め、法人格をとって下さい。

②定款及び登記簿謄本(登記事項全部証明書)の目的欄には、申請にかかる事業についての記載が必要です。

※児童発達支援事業や放課後等デイサービスを行う場合には、『児童福祉法に基づく障害児通所支援事業』等の表記が必要です。

定款変更及び登記は、指定申請までに終わらせるようにしてください。

(上記の表記により、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の4つの事業を読み込むことができます。)

③事業所を運営するためには、初期費用・運営資金が必要です。

- ・給付費は、サービスを行った月の翌々月に振り込まれます。
- ・法人及び事業所立ち上げにかかる資金(登記手続費用、事務所・事業所賃借費、工事費、備品類の購入費等)、運転資金(少なくとも2～3か月分の従業員の人件費、賃貸料、消耗品費等)が必要です。

④指定事業者には、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性等を踏まえた計画を作成し、これに基づいた支援の提供、また、障害児に対して適切かつ効果的な支援の提供が求められています。

⑤指定事業者ごとに、都道府県の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を常に満たす必要があります。

2 指定までの流れについて

①東京都障害者サービス情報を確認する。

今後、東京都からの情報提供は本ホームページを通じて周知します。
PCのお気に入りに保存するなどして、こまめにチェックされることを強く
お勧めします。

②東京都が実施する「障害児通所支援事業所指定協議説明会」に参加申し込みの上、出席する。

(指定の目安:8月、9月、10月の1日に指定を希望する場合、4月の
説明会に出席する。)

③事前相談の時間を十分にとるため、原則として説明会出席後から指定希望月の4か月前までに、区市町村へ相談の上、別添の事前調査票および事業計画書に必要事項を記入しチェックリストを確認の上、区市町村へ提出した後、メール等で財団に送付する。 その上で、財団に来訪して事前相談を行う。

事前調査票等に記載がない場合、また不十分な場合などはヒアリングができないため、事前相談をお断りすることがあります。

来訪の際には、必ず電話にて予約してください。担当者は事前相談や出張のため不在にしていることが多く、予約がない場合には対応できません。

ご協力をお願いします。

④物件や人員が要件を満たしているか、財団にメール等で確認をとる。

賃貸物件の場合、必ず契約締結前のご相談をお願いします。

物件や人員の要件が不足する場合、指定ができませんのでご注意ください。

⑤指定希望月の前々月までに、申請書類の提出。

物件の内装工事がある場合、指定希望月の前々月までに終わらせてください。

申請書類の提出の際には、チェックリストがございますので、添付書類の不備等が無いようご作成ください。指定基準に関わるもので不備等があった場合、申請書を受け取れませんのでご注意ください。

⑥指定希望月前月に、都による現地確認。

⑦問題がなければ、指定希望月1日付で指定。

※人員や設備等に問題がある場合、指定希望月に指定できないことがあります。

● 事業所指定について

障害児通所支援事業所の指定を受けるためには、事前調査票等を提出し、事前相談を行った上で、指定日前々月の末日までに、申請書類を提出することが必要となります。

東京都内で障害児通所支援事業所の指定を受ける場合は、事前調査票等の提出以前に、都が開催する「指定協議説明会」に、管理者等が参加していることが指定の協議を進める上での前提となります。

【事業者指定のスケジュール】

日 程	手 続 き
年度内複数回実施	<u>「指定協議説明会」に参加すること (前提条件)</u>
説明会終了後～指定希望4か月前	事前調査票・事業計画書提出
事前調査票提出後～指定前々月	指定前相談、面接、申請書類確認
指定前々月末日まで	申請書類の最終提出
指定前月	現地確認
指定月1日（指定日）	事業開始

※なお、書類の不備や、人員配置の不足、期日までに工事が完了していない等があった場合には、このスケジュールより遅れることがあります。

(スケジュール例)

指定希望月	指定協議説明会説明会参加	事前調査票等提出期限	申請書提出期限
令和6年4月1日	令和5年12月まで	令和5年12月末日	令和6年2月末日
令和6年8月1日	令和6年4月まで	令和6年4月末日	令和6年6月末日

目 次

I 制度全般	10
II 設備基準	11
III-1 人員配置(重症心身障害以外)	13
III-2 人員配置(重症心身障害)	27
IV 児童発達支援等の報酬の仕組み	29
V 多機能型事業所について	38
VI 営業時間とサービス提供時間について	41
VII 指定申請手続き・各種届出	42
VIII 運営について	45
IX 問い合わせ先等	48

この冊子は、これから児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を始めようとする方や、現在事業を実施している方のために、国の基準及び都条例等に基づき、児童発達支援事業と放課後等デイサービスについて都が整理・編集したものです。

手続きに必要な用紙等は、福祉保健局のHPを参照して下さい。

「東京都障害者サービス情報」

<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/>

凡例

法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
基準省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
基準について（解釈通知）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）
都条例	東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）
都規則	東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）
報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

I 制度全般

1 制度内容

●児童発達支援とは・・・

障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行うこと。

(児童福祉法第六条の二の二第二項)

●放課後等デイサービスとは・・・

学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)又は専修学校等に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。

(児童福祉法第六条の二の二第三項)

2 利用対象児童

●児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児



●放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)及び同法第一二四条専修学校、同法第一三四条第一項各種学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

なお、両サービスとも住所地の区市町村において、介助の必要性や障害程度の把握のために、5領域20項目の調査や障害児支援利用計画を踏まえた上で支給の要否及び支給量を決定します。その結果を記載した、通所受給者証の交付を受けている児童がサービスの対象です。

(手帳要件はありません)

※ 5領域20項目とは

	領域	項目
①	健康・生活	食事、排せつ、入浴、衣服の着脱
②	感覚・運動	聞こえ、口腔機能、姿勢の保持、目と足の協応、移動
③	認知・行動	危険回避行動、注意力、予測理解、急な変化対応、その他
④	言語・コミュニケーション	2項関係(人対人)、表出(意思の表出)、読み書き
⑤	人間関係・社会性	人との関わり、遊びや活動、集団への参加

3 利用者負担

利用児童の保護者は、サービスの利用量と所得に応じた負担を行います。

原則1割負担ですが、所得に応じた月額上限額が設定されます。

★重要★

●定款表記について

指定を受けるにあたっては、定款及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の目的欄等に当該申請事業を行う旨が記載されていることが必要です。

※児童発達支援事業や放課後等デイサービスを行う場合には、

『児童福祉法に基づく障害児通所支援事業』等の表記が必要です。

(上記の表記により、居宅訪問型児童発達支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の5つの事業を読み込むことができます。)

Ⅱ 設備基準

都条例第9条(児童発達支援事業)、都条例第73条(放課後等デイサービス)

指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く)は、発達支援室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

※第73条は下線部が「放課後等デイサービス」となったもの

- 原則として一の建物につき、一の事業所とする。(基準について 第三 2 (1))
- 児童の安全を第一に考えた事業所にすること。

【 具体的な内容 】

①発達支援室

- ・児童発達支援事業を実施する場合、児童一人当たり3㎡以上
- ・放課後等デイサービスを実施する場合は、児童一人当たり4㎡以上
※両事業とも最低定員は10名。集団活動が行えるよう、死角のない指導員の目が届く一つの空間で児童発達支援事業であれば30㎡以上、放課後等デイサービスであれば40㎡以上の広さが必要。(廊下、玄関、キッチン等はこの面積に含めない)
- ・発達支援室内の蛍光灯は飛散防止措置をとり、コンセントにカバーを付けること。
- ・カーテン等を設置する場合、防災のものにすること。
- ・発達支援室内にロッカーや棚などを設置する場合は、転倒防止を行うこと。
※主たる対象を重症心身障害とする場合は最低定員5名。



②事務室(4㎡以上)

- ・原則、部屋を用意すること。
- ・扉には鍵をつけるなど、児童が入らないよう工夫すること。
- ・個人情報の流出がないよう配慮する必要がある。
(固定パーテーション等で指導訓練室等と区切る場合は、高さ・安全性・強度にも配慮すること)
- ・鍵付書庫を設置すること。

③相談室(4㎡以上)

- ・相談者や相談内容等が外部に漏れないよう配慮すること。原則、部屋を用意すること。
(固定パーテーション等で指導訓練室等と区切る場合は、高さ・安全性・強度に配慮すること)

④トイレ

- ・定員に応じた個数があること。利用児童の障害状況や程度に合わせて必要な対応をすること。
- ・2か所以上ある方が好ましい。
- ・外部者が出入りできる共用のものではなく専用のものにすること。

⑤洗面設備

- ・衛生管理に配慮すること。
(手洗い・うがいをする設備と、トイレ後の手洗いをする設備と、コップ等を洗う設備を別に確保する)



★賃貸物件で事業を行う場合は、必ず契約締結前にご相談ください。
設備上の不備があった場合、指定希望年月日に指定することはできませんので
ご注意ください。

※使用する物件の契約前に、当該物件が消防法や建築基準法など、他の法令に抵触していないこと
(自動火災報知設備の設置状況や検査済証の発行の有無、自治体の条例等)を確認して下さい。
また、新耐震基準を満たす物件(昭和56年6月1日以降建築確認を行っている)であることについても
ご確認ください。

※3階以上の物件や地階物件(半地下含む)、窓が無い物件での設置は望ましくありません。
また、事業所は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律の対象となる施設から
半径100m以内でないことが望ましいです。(児童発達支援センターの設立には制限があります)□
所在自治体に事前にご確認ください。

※内装工事等を行う場合は、指定希望月の1ヶ月前までに終わるようにして下さい。
例:10月1日に指定を希望する場合、8月末までに工事が完了している。

※送迎を行う場合は、児童が安全に乗降できる場所や駐車場を確保してください。
また、送迎車には安全装置を必ず設置してください

※使用する物件の大家、近隣住民等には事前に事業概要を説明し、トラブルのないようにしてください。



Ⅲ-1 人員配置(重症心身障害以外)

☆ 児童発達支援事業、放課後等デイサービスとも、主にどのような児童に対してサービスを行うのか(重症心身障害以外、もしくは重症心身障害)により、必要な人員配置が異なります。

児童発達支援

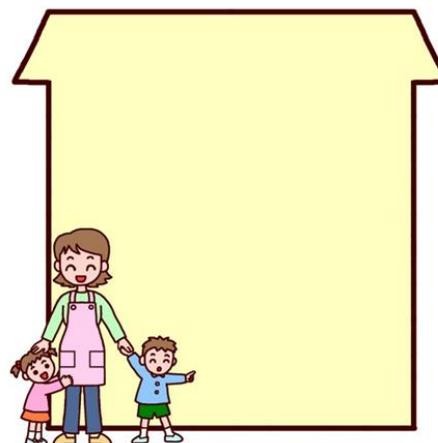
- : 都条例第5条、都規則第3条<従業者の配置の基準> ※基準省令第5条
- : 都条例第7条<管理者> ※基準省令第7条
- : 基準について 第三の1(1)(3)

放課後等デイサービス

- : 都条例第71条、都規則第18条<従業者の配置の基準> ※基準省令第66条
- : 都条例第72条<管理者>(第7条準用) ※基準省令第67条
- : 基準について 第五の1(第三の1(1)(3)準用)

【指定上必要となる職種】

- 1 管理者
- 2 児童発達支援管理責任者
- 3 従業者
児童指導員又は保育士



1 管理者

- ・ 事業所ごとに配置
- ・ ただし、利用者へのサービス提供の場面で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、施設等の職務に従事することができる。
- ・ 管理上支障が生じない範囲内で他の職種との兼務やテレワークが可能

2 児童発達支援管理責任者

- ・ 事業所ごとに1人以上配置
(他の日中活動サービスのように利用者数に応じて加配する基準はありません)
- ・ 1人以上は常勤かつ専任であること。

常勤職員とは

- ◎ 指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。)に達していることを示します。
- ◎ 指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって当該事業所の職務と同時平行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととなります。

○児童発達支援管理責任者に必要な要件

実 務 経 験



研 修 受 講
(基礎研修・実践研修)



児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者

- 研修は基礎研修と実践研修の受講が必要です。研修を受講すれば必ず児童発達支援管理責任者になれるわけではなく、着任時に実務経験証明書で、実務要件を満たしているが確認します。
※変更の場合は研修修了者の配置が原則であり、やむを得ない事由により欠けたときに限りみなし配置が認められる場合があります。
- 東京都の研修日程につきましては、東京都心身障害者福祉センターのホームページの「障害者総合支援法関連研修のお知らせ」にてご確認下さい。
<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html>
- 研修を申し込んだ方は、確実に受講してください。受講されなかった場合、以降の研修受講に不利益が生じる場合があります。
- 実務経験年数は、直接支援業務で8年又は相談支援業務で5年以上が必要であり、かつ障害児、児童、障害者に対する相談支援または直接支援が3年以上必要です。
特定の有資格者の場合は実務経験年数が短縮される場合もあります。
詳細は次ページ以降をご参照下さい。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験とは、以下のいずれかに該当するものとする。
(詳細については、厚生労働省告示第230号を参照のこと)

- 第1及び第2の期間が通算して5年以上かつ当該期間から第3の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上であること
- 第4の期間が通算して8年以上かつ当該期間から第5の期間を除いた期間が3年以上であること
- 第1、第2及び第4までの期間を通算した期間から第3及び第5の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつ第6の期間が通算して5年以上であること

次の①から⑦に掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間

	業 務 内 容	根 拠 法 令 等
第 1	① 地域生活支援事業の従業者	(障害者総合支援法第77条第1項及び第78条第1項)
	障害児相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)
	身体障害者相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)
	知的障害者相談支援事業の従事者	(障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)
	② 児童相談所の従業者	(児童福祉法第12条第1項)
	児童家庭支援センターの従業者	(児童福祉法第44条の2第1項)
	身体障害者更生相談所の従業者	(身体障害者福祉法第11条第2項)
	精神障害者社会復帰施設の従業者	(障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)
	知的障害者更生相談所の従業者	(知的障害者福祉法第12条第2項)
	福祉に関する事務所の従業者	(社会福祉法第14条第1項)
	発達障害者支援センターの従業者	(発達障害者支援法第14条第1項)
	③ 障害児入所施設	
乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	(児童福祉法第37条、41条、43条の2、44条)	
障害者支援施設	(障害者総合支援法第5条第11項)	
④ 老人福祉施設の従業者	(老人福祉法第5条の3)	
精神保健福祉センターの従業者	(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項)	
救護施設及び更生施設の従業者	(生活保護法第38条第2項、第3項)	
介護老人保健施設及び介護医療院の従業者	(介護保険法第8条第28項、第29項)	
地域包括支援センターの従業者	(介護保険法第115条の46第1項)	
⑤ 障害者職業センターの従事者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項)	
障害者就業・生活支援センターの従事者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項)	
⑥ 学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)その他これらに準ずる機関の従業者	(学校教育法第1条)	
⑦ 病院若しくは診療所の従事者(社会福祉主事任用資格者等【注1】並びに第6に掲げる資格を有している者、第1の①から⑤に掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。)	(健康保険法第63条第3項)	
⑦ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	(a)指定(特定/障害児/一般)相談支援事業所 (b)保健所・保健センター(乳幼児・児童又は障害児者の業務に限る) (c)教育相談機関(教育センター、教育相談所・相談室) (d)区市町村障害者就労支援センター	

	次の①から⑥に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等【注2】並びに精神障害者社会復帰指導員任用資格者が、直接支援の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に従事した期間	
	業 務 内 容	根 拠 法 令 等
第 2	① 障害児入所施設、乳児院、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の従業者	
	助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設の従業者	(児童福祉法第36条、第38条、第39条第1項、第39条の2第1項、第40条)
	療養病床関係病室の従業者	(医療法第7条第2項第4号)
	障害児通所支援事業の従業者	
	② 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	(児童福祉法第6条の3第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項)
	障害福祉サービス事業の従事者	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項)
	老人居宅介護等事業の従事者	(老人福祉法第5条の2第2項)
	③ 病院若しくは診療所又は薬局の従事者	(健康保険法第63条第3項)
	訪問看護事業所の従業者	(健康保険法第89条第1項)
	④ 特例子会社の従業者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項)
助成金受給事業所の従業者	(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号)	
⑤ 学校その他これに準ずる機関の従業者		
⑥ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者	①認証保育所 ②自治体からの補助により実施されている子育て支援事業等	
第 3	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間	
第 4	第2①から⑥に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間	
第 5	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室のその他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等、児童指導員任用資格者等又は精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間	
第 6	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	
	【注1】	「社会福祉主事任用資格者等」は、社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者のことを指す。
	【注2】	「児童指導員任用資格者等」は、保育士及び児童指導員任用資格者のことを指す。
	【注3】	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。
		例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

3 児童指導員又は保育士

- ・ 指定児童発達支援等の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援等の提供にあたる児童指導員又は保育士の総数は次のとおり
- ・ 1人以上は常勤であること。
 - ※ 障害児の数が10人までは2人以上
 - ※ 障害児の数が10人を超えるときは、2人に、障害児の数が10人をこえて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- ・ 機能訓練担当職員や看護職員(※)を基準人員(児童指導員又は保育士)の合計数に含めることができる場合があります。
ただし基準配置人員の半数以上は児童指導員又は保育士である必要があります。
※医療的ケアが必要な児童の利用があるが、医療的ケア区分や医療連携体制加算を算定しない場合

例えば			
障害児の数	10人まで	児童指導員等の数	2人
"	11~15人	"	3人
"	16~20人	"	4人
"	21~25人	"	5人

☆ ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援等の単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいいます。

☆ ここでいう「児童指導員等」は、指定上必要となる児童指導員や保育士等をいいます。

★管理者、児童発達支援管理責任者及び児童指導員等、当該事業所に勤務する者については、児童が安定的な支援が受けられるよう、雇用契約などを結び、勤務状況等が確認できるようにしてください。雇用契約書等は、指定時等に確認させていただきます。基準省令でも、「従業者」と規定されています。



児童指導員とは

児童福祉施設職員養成学校を卒業したもの、社会福祉士、精神保健福祉士、小・中・高校の教諭となる資格を有するもの、学校教育法規定の大学または大学院で社会福祉学・心理学・教育学・社会学のいずれかに関する学部・研究科・学科・専攻を卒業したもの、2年又は3年以上児童福祉事業に従事したものなどを指す。

＜児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条＞
⇒本マニュアル19ページを参照

機能訓練担当職員とは

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員を指す。

心理指導担当職員とは

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの。

＜平成24年厚生労働省告示第269号＞

※ 公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士

看護職員とは

保健師、助産師、看護師、准看護師を指す。



○児童指導員となる要件について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

最終改正:平成三一年二月二十五日厚生労働省令第一五号

(児童指導員の資格)

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法 の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法 の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法 の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法 の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項 の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者は児童指導員要件を満たしません。



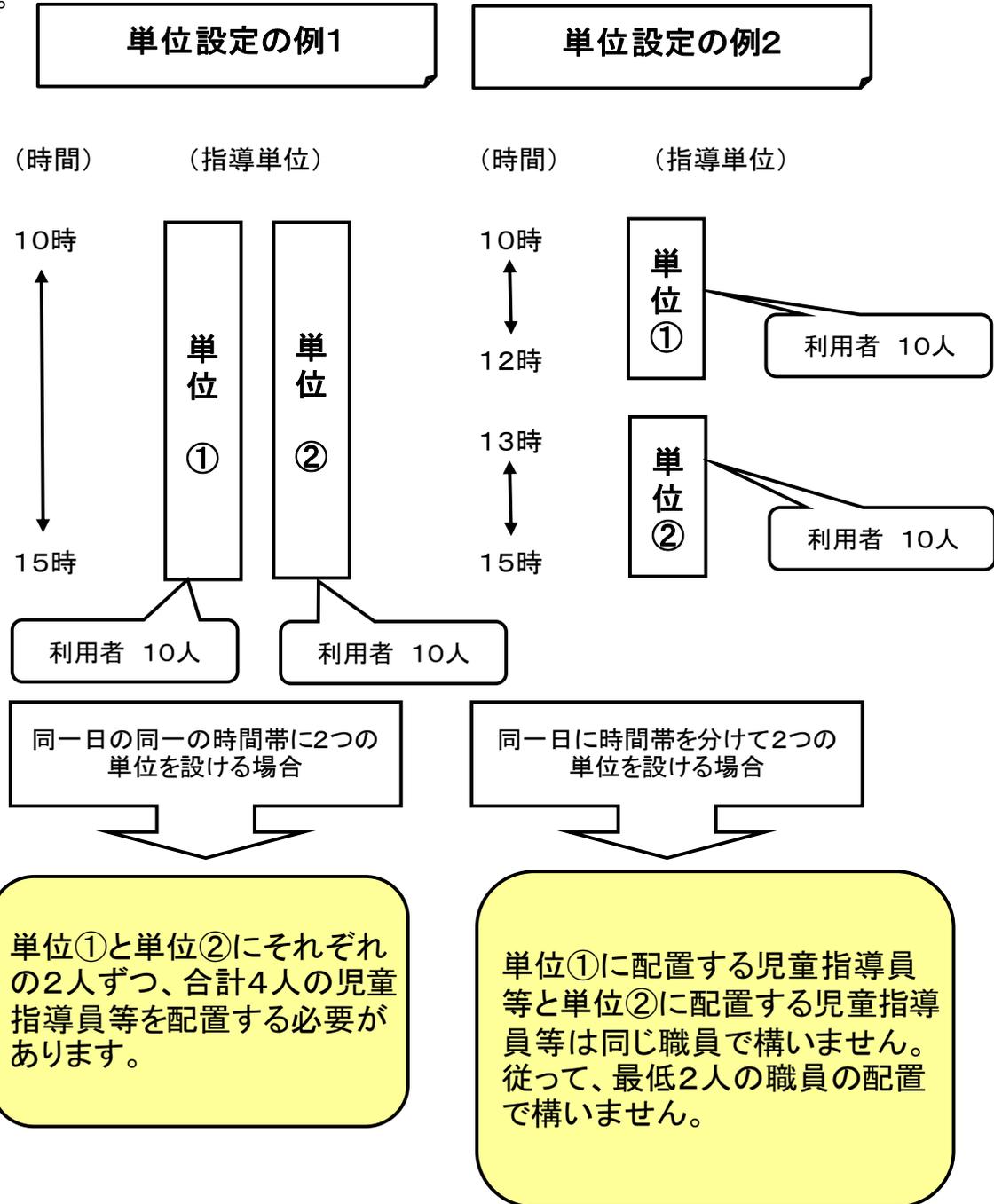
児童発達支援等の「単位」

・ 児童発達支援等の「単位」とは

同時に、一体的に提供される指定児童発達支援等をいいます。

(都規則第3条第1項第1号、基準省令第5条第4項)

例えば、午前と午後とで別の利用者に対して指定児童発達支援等を提供する場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。



児童発達支援等の「利用定員」

以下は、児童発達支援事業に関する条文ですが、
放課後等デイサービスにも同様の規定があります。
放課後等デイサービスの条文については【】内に表示してあります。

都規則第6条【放 第19条】※基準省令第11条、第69条

指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

基準について 第三の3(1)

指定児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。
なお、同条(基準第11条)に規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。

都条例第13条【放 第76条(第13条準用)】※基準省令第37条、第71条

指定児童発達支援事業所は、指定児童発達支援事業所ごとに次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- ⋮
- 等

基準について 第三の3(26)①

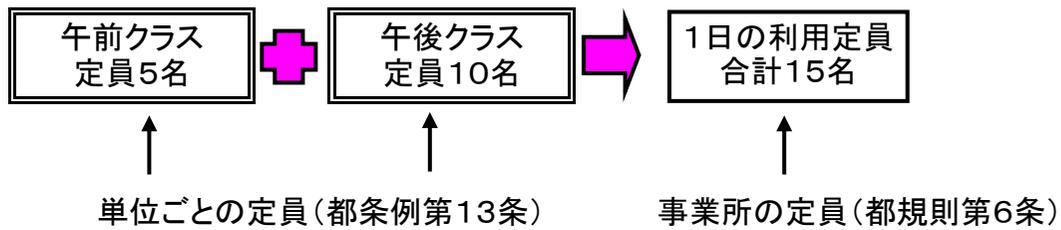
利用定員は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。

なお、複数の児童発達支援の単位が設定されている場合にあつては、当該児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。

また、基準第11条に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることに留意すること。

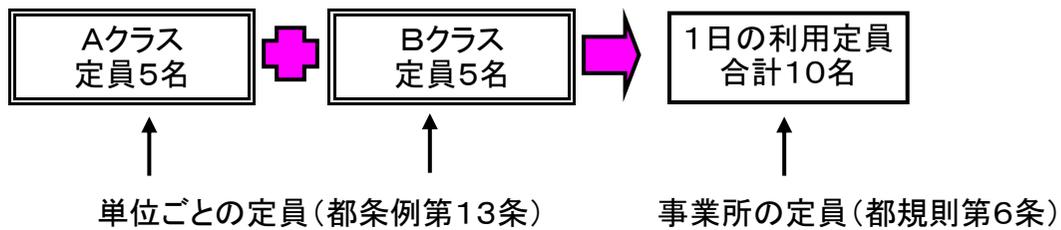
例 1

午前クラスと午後クラスに時間帯を分けて実施する場合



例 2

同時時間帯に2クラスで実施する場合



※都条例第13条でいう「利用定員」に応じた人員配置が必要です。
 ※都規則6条でいう「利用定員」が報酬算定上使用する利用定員となります。

人員配置の具体例

例 I 単位が1つの場合

単位	定員	受け入れる利用者の数	報酬上の定員
①	10人	10人	10人

必要職種	必要員数	備考
管理者	1人	職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと可能であり、その職責を果たせる場合であって、緊急時の対応についてあらかじめ定めがあり、必要に応じ速やかに出勤できる場合は兼務可
児童発達支援管理責任者	常勤1人以上	1人以上は専任かつ常勤
児童指導員又は保育士	2人以上 (1人以上は常勤)	営業時間を通じて配置すること

例 II 2つの単位を同一の時間帯に設ける場合

単位	サービス提供時間	定員	受け入れる利用者の数	報酬上の定員
①	10:00～14:00	10人	10人	20人
②	10:00～14:00	10人	10人	

必要職種	必要員数	備 考	
管理者	1人	職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと可能であり、その職責を果たせる場合であって、緊急時の対応についてあらかじめ定めがあり、必要に応じ速やかに出勤できる場合は兼務可	
児童発達支援管理責任者	常勤1人以上	1人以上は専任かつ常勤	
児童指導員又は保育士	単位①	2人以上	単位①と単位②それぞれに、2人以上の児童指導員又は保育士を配置すること。 2人以上常勤
	単位②	2人以上	

例 Ⅲ 2つの単位を別時間帯に設ける場合

単位	サービス提供時間	定員	受け入れる利用者の数	報酬上の定員
①	10:00～13:00	10人	10人	20人
②	14:00～18:00	10人	10人	

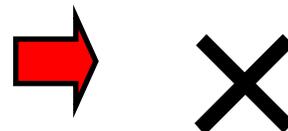
必要職種	必要員数	備 考	
管理者	1人	職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと可能であり、その職責を果たせる場合であって、緊急時の対応についてあらかじめ定めがあり、必要に応じ速やかに出勤できる場合は兼務可	
児童発達支援管理責任者	常勤1人以上	1人以上は専任かつ常勤	
児童指導員又は保育士	単位①	2人以上	単位①と単位②の児童指導員又は保育士は同じ人でも可 1人以上常勤
	単位②	2人以上	

人員基準を充たさない配置例

例 I 職員が兼務している場合

単位	サービス提供時間	定員	受け入れる利用者の数
①	10:00～14:00	10人	10人

職 種	必要員数	配置職員
管理者	1名	A さん
児童発達支援管理責任者	常勤1名	B さん
児童指導員	2名以上 1名常勤	
保育士		C さん

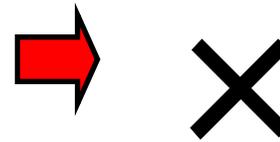


児童発達支援管理責任者が直接支援に入る場合であっても、「児童指導員又は保育士」の人数としてカウントすることはできません。

例 II 利用者数が少ない場合の職員配置

単位	サービス提供時間	定員	受け入れる利用者の数
①	10:00～14:00	10人	1人

職 種	必要員数	配置職員
管理者	1名	A さん
児童発達支援管理責任者	常勤1名	B さん
児童指導員	2名以上 1名常勤	C さん
保育士		



Cさんが、10時から14時まで、サービス提供に従事

利用者の数が10人までは児童指導員又は保育士を2人以上配置する必要があります。
受け入れる利用者が1人だけの場合であっても児童指導員又は保育士は2人必要です。

Ⅲ-2 人員配置(重症心身障害)

重症心身障害とは

法で、重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童のことであるが、一般的には大島分類1～4に該当する状態をさす。

児童発達支援

: 都条例第5条、都規則第3条<従業者の配置の基準> ※基準省令第5条

: 都条例第7条<管理者> ※基準省令第7条

: 基準について 第三の1(3)

放課後等デイサービス

: 留意事項通知第二の2(3)①(二)

【指定上必要となる職種】

- 1 管理者
- 2 児童発達支援管理責任者
- 3 看護職員
- 4 児童指導員又は保育士
- 5 機能訓練担当職員
- 6 嘱託医



1 管理者

- ・ 事業所ごとに配置
- ・ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。
- ・ ただし、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行う可能であり、その職責を果たせる場合であって、緊急時の対応についてあらかじめ定めがあり、必要に応じ速やかに出勤できる場合は兼務可

2 児童発達支援管理責任者

- ・ 1人以上配置

3 看護職員

- ・ 1人以上配置

4 児童指導員又は保育士

- ・ 1人以上配置

5 機能訓練担当職員

- ・ 必要な時間数配置

6 嘱託医

- ・ 1人以上配置



☆最低利用定員について

主に重症心身障害にサービス提供する事業所の指定を受ける際の事業所の最低定員は、
児童発達支援のみ…5名
放課後等デイサービスのみ…5名
児童発達支援と放課後等デイサービス(多機能型)…5名 となります。

IV 児童発達支援等の報酬の仕組み

【 1 本体報酬 ※利用定員は、下記【6 報酬に関する利用定員の考え方】を参照してください

児童発達支援(重症心身障害以外)

利用定員	主に未就学児			
		時間区分1 (30分以上 1時間30分未満)	時間区分2 (1時間30分以上 3時間未満)	時間区分3 (3時間以上 5時間未満)
定員10人以下	区分なし	901単位/日	928単位/日	980単位/日
	医ケア区分1	1579単位/日	1605単位/日	1658単位/日
	医ケア区分2	1917単位/日	1943単位/日	1996単位/日
	医ケア区分3	2933単位/日	2959単位/日	3012単位/日
定員11人以上 20人以下	区分なし	652単位/日	671単位/日	707単位/日
	医ケア区分1	1330単位/日	1348単位/日	1385単位/日
	医ケア区分2	1668単位/日	1687単位/日	1723単位/日
	医ケア区分3	2684単位/日	2702単位/日	2739単位/日
定員21人以上	区分なし	536単位/日	551単位/日	580単位/日
	医ケア区分1	1214単位/日	1228単位/日	1257単位/日
	医ケア区分2	1552単位/日	1567単位/日	1596単位/日
	医ケア区分3	2568単位/日	2582単位/日	2611単位/日

※ 児童発達支援(重症心身障害以外)における主に未就学児とは、障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が70%以上である場合をいう。
70%以上の場合は上記とは異なる報酬単価設定となる。

児童発達支援(重症心身障害)

利用定員	児童発達支援
定員5~7人	2131単位/日
定員8~10人	1347単位/日
定員11人以上	850単位/日

放課後等デイサービス(重症心身障害以外)

利用定員		時間区分1 (30分以上 1時間30分未満)	時間区分2 (1時間30分以上 3時間未満)	時間区分3 (3時間以上 5時間未満)
定員10人以下	区分なし	574単位/日	609単位/日	666単位/日
	医ケア区分1	1247単位/日	1282単位/日	1339単位/日
	医ケア区分2	1583単位/日	1618単位/日	1674単位/日
	医ケア区分3	2591単位/日	2627単位/日	2683単位/日
定員11人以上 20人以下	区分なし	382単位/日	406単位/日	443単位/日
	医ケア区分1	1055単位/日	1078単位/日	1116単位/日
	医ケア区分2	1391単位/日	1414単位/日	1452単位/日
	医ケア区分3	2399単位/日	2423単位/日	2461単位/日
定員21人以上	区分なし	287単位/日	305単位/日	343単位/日
	医ケア区分1	960単位/日	977単位/日	1016単位/日
	医ケア区分2	1296単位/日	1313単位/日	1352単位/日
	医ケア区分3	2304単位/日	2322単位/日	2361単位/日

※ 放課後等デイサービスの時間区分3は学校休業日のみ算定可能

放課後等デイサービス(重症心身障害)

利用定員	授業終了後	学校休業日
定員5~7人	1771単位/日	2056単位/日
定員8~10人	1118単位/日	1299単位/日
定員11人以上	692単位/日	817単位/日

※ 「学校休業日」は、公立学校においては国民の祝日、日曜、土曜、教育委員会が定める日、私立学校においては当該学校の学則で定める日のこと

【 2 各種減算 】

減算項目	要件等	割合等
定員超過利用減算	定員を超えて利用者を受け入れた場合	× 70 / 100
サービス提供職員欠如減算	※減算適用月から2か月目まで ※3か月以上連続して減算の場合	× 70 / 100 × 50 / 100
児童発達支援管理責任者 欠如減算	※減算適用月から4か月目まで ※5か月以上連続して減算の場合	× 70 / 100 × 50 / 100
個別支援計画未作成減算	※減算適用月から2か月目まで ※3か月以上連続して減算の場合	× 70 / 100 × 50 / 100
開所時間減算	※4時間未満 ※4時間以上6時間未満	× 70 / 100 × 85 / 100
自己評価未公表減算	自己評価の実施・公表が未実施の場合	× 85 / 100
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録をしていない場合	× 99 / 100
虐待防止措置未実施減算	虐待防止委員会を開催していない場合	× 99 / 100
業務継続計画未策定減算	感染症又は非常災害のいずれか又は両方の 業務継続計画が未策定の場合	× 99 / 100
情報公表未報告減算	障害福祉サービス等情報公表システム上、未 報告となっている場合	× 95 / 100
支援プログラム未公表減算	支援プログラムの作成・公表が未実施の場合	× 85 / 100

【 3 主な加算項目 】

加算項目	要件等	単位	備考
児童指導員等加配加算	常勤専従・経験5年以上	75～187単位	要都への届出
	常勤専従・経験5年未満	59～152単位	
	常勤換算・経験5年以上	49～123単位	
	常勤換算・経験5年未満	43～107単位	
	その他従業者	36～90単位	
専門的支援体制加算		49～123単位	要都への届出
専門的支援実施加算(月の利用日数 によって2回～6回まで)		150単位/回	要都への届出
看護職員加配加算(Ⅰ)		133～400単位	要都への届出
看護職員加配加算(Ⅱ)		266～800単位	要都への届出
中核機能強化加算(Ⅰ)	児童発達支援センターのみ	55～155単位	要都への届出
中核機能強化加算(Ⅱ)	児童発達支援センターのみ	44～124単位	要都への届出
中核機能強化加算(Ⅲ)	児童発達支援センターのみ	22～62単位	要都への届出
中核機能強化事業所加算		75～187単位	要都への届出
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)		15単位/日	要都への届出
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		10単位/日	
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		6単位/日	
延長支援加算 ※障害児	1時間以上2時間未満	92単位/日	要都への届出
	2時間以上	123単位/日	
	30分以上1時間未満	61単位/日	
延長支援加算 ※重症心身障害児・医ケア児	1時間以上2時間未満	192単位/日	要都への届出
	2時間以上	256単位/日	
	30分以上1時間未満	128単位/日	
家族支援加算Ⅰ(月4回まで)	居宅訪問による個別の相談援助等(1時間以上)	300単位/回	
	居宅訪問による個別の相談援助等(1時間未満)	200単位/回	
	事業所での個別の相談援助等	100単位/回	
	オンラインによる個別の相談援助等	80単位/回	
家族支援加算Ⅱ(月4回まで)	対面によるグループでの相談援助等	80単位/回	
	オンラインによるグループでの相談援助等	60単位/回	
子育てサポート加算(月4回まで)		80単位/回	

関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回まで)		250単位/回	
関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回まで)		200単位/回	
関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回まで)		150単位/回	
関係機関連携加算(Ⅳ)(1回まで)		200単位/回	
事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回まで)		500単位/回	
事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回まで)		150単位/回	
保育・教育等移行支援加算 (利用期間中・退所後各2回まで)		500単位/日	
個別サポート加算(Ⅰ) 【児童発達支援】		120単位/日	要区市町村の判定
個別サポート加算(Ⅰ) 【放デイ】	①ケアニーズの高い児童	90単位/日	要区市町村の判定
	②著しく重度の障害児	120単位/日	要区市町村の判定
	①のケアニーズの高い児童に対して 強度行動障害支援者養成研修基礎研 修修了者が支援した場合	追加30単位/日	要都への届出
個別サポート加算(Ⅱ)		150単位/日	
個別サポート加算(Ⅲ) 【放デイ】		70単位/日	
強度行動障害児支援加算 【児童発達支援】		200単位/日 (加算開始から90日以内の期間+500単位/日)	要都への届出並びに区市町村の判定
強度行動障害児支援加算(Ⅰ) 【放デイ】		200単位/日 (加算開始から90日以内の期間+500単位/日)	要都への届出並びに区市町村の判定
強度行動障害児支援加算(Ⅱ) 【放デイ】		250単位/日 (加算開始から90日以内の期間+500単位/日)	要都への届出並びに区市町村の判定
集中的支援加算(月4回まで)		1000単位/日	要区市町村の判定
入浴支援加算(月8回まで)		児発55単位 放デイ70単位/回	要都への届出並びに区市町村による重心または医ケアの判定
送迎加算 (主として重症心身障害児以外を支援する事業所)	障害児	54単位/回	
	重症心身障害児	追加40単位/回	要都への届出
	医ケア児(スコア16点以上)	追加80単位/回	
	医ケア児(その他の場合)	追加40単位/回	
送迎加算 (主として重症心身障害児を支援する事業所)	重症心身障害児	40単位/回	要都への届出
	医ケア児(スコア16点以上)	80単位/回	
	医ケア児(その他の場合)	40単位/回	

通所支援自立加算（算定開始から3か月まで）		60単位／回	
自立サポート加算(月2回まで)	高校2年生、高校3年生対象	100単位／回	
医療連携体制加算 I	1時間未満の看護を行った場合(1回の訪問で8人を限度)	32単位／日	要区市町村の判定
医療連携体制加算 II	1時間以上2時間未満の看護を行った場合(1回の訪問で8人を限度)	63単位／日	
医療連携体制加算 III	2時間以上の看護を行った場合(1回の訪問で8人を限度)	125単位／日	
医療連携体制加算 IV	スコア表の医療行為を必要とする児童に対し、4時間未満の看護を行った場合(1回の訪問で8人を限度)	800単位／日(1人) 500単位／日(2人) 400単位／日(3~8人)	
医療連携体制加算 V	スコア表の医療行為を必要とする児童に対し、4時間以上の看護を行った場合(1回の訪問で8人を限度)	1600単位／日(1人) 960単位／日(2人) 800単位／日(3~8人)	
医療連携体制加算 VI	認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合	500単位／日	
医療連携体制加算 VII	認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合	250単位／日	
人工内耳装用児支援加算(I)	児童発達支援センターのみ	445~603単位／日	要都への届出並びに区市町村の判定
人工内耳装用児支援加算(II)		150単位／日	
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算		100単位／日	要都への届出並びに区市町村の判定
欠席時対応加算(I)(月4回まで)	利用予定日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡があった場合	94単位／回	
利用者負担上限額管理加算	上限管理を行った場合	150単位／月	
福祉・介護職員処遇改善加算【児童発達支援】	加算I:13.1% 加算II:12.8% 加算III:11.8% 加算IV:9.6%		
福祉・介護職員処遇改善加算【放デイ】	加算I:13.4% 加算II:13.1% 加算III:12.1% 加算IV:9.8%		

注) 各加算の算定要件は報酬告示及び留意事項通知にて確認して下さい。

【 5 地域区分の単位(児童発達支援、放課後等デイサービス)】

重症心身障害以外にサービス提供する事業所	
1級地	11. 20
2級地	10. 96
3級地	10. 90
4級地	10. 72
5級地	10. 60
6級地	10. 36
7級地	10. 18
その他	10

主に重症心身障害にサービス提供する事業所	
1級地	11. 52
2級地	11. 22
3級地	11. 14
4級地	10. 91
5級地	10. 76
6級地	10. 46
7級地	10. 23
その他	10

【 6 報酬に関する利用定員の考え方 】

留意事項通知

第二

1 通則

(4) 定員規模別単価の取扱いについて

- ①児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援(医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。)については、運営規程に定める利用(入所)定員の規模に応じた報酬を算定する。

基準について

第三の3 運営に関する基準

(1)利用定員(都規則第6条)

指定児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。なお、同条に規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。

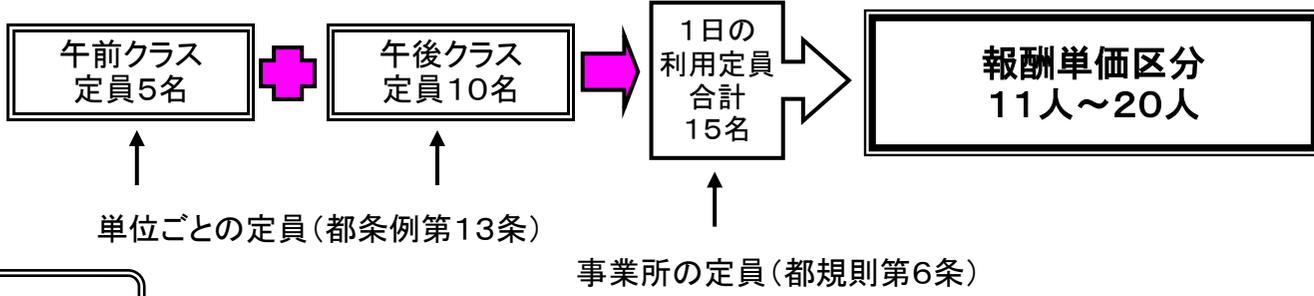
(26)運営規程(都条例第13条)

①利用定員

利用定員は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定児童発達支援の単位が設置されている場合にあつては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。また、基準第11条に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることを留意すること。

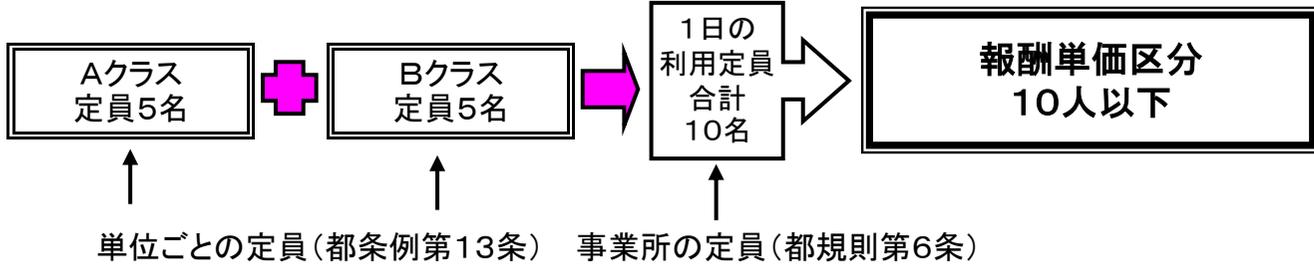
例 1

午前クラスと午後クラスに時間帯を分けて実施する場合



例 2

同時時間帯に2クラスで実施する場合



【 7 報酬の計算方法 】

<利用者1人・1ヶ月あたりの計算方法>

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基本報酬} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{各種加算} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{1月あたり} \\ \text{利用日数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{地域区分} \\ \hline \end{array}$$

※欠席時対応加算や延長支援加算、**専門的支援実施加算**など、算定回数が「1月あたり利用日数」と必ずしも一致しないものについては、「加算単位 × 算定回数 × 地域区分」により計算された報酬を上記式に加えることとなります。

<具体例>

授業終了後に、以下の事業所を1ヶ月に12回利用した児童(医療的ケア児でない)の場合

事業所：放課後等デイサービス、定員10人、区分2、児童指導員等加配加算(常勤換算5年以上)、福祉専門職配置等加算Ⅰ、地域区分が1級地

<計算式>

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基本報酬} \\ \hline 609 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|c|} \hline \text{各種加算} \\ \hline \text{加配加算} & \text{福専Ⅰ加算} \\ \hline 123 & 15 \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{1月あたり} \\ \text{利用日数} \\ \hline 12 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{地域区分} \\ \text{(1級地)} \\ \hline 11.20 \\ \hline \end{array} = 100,396.8 \div \boxed{100,396} \quad (\text{円})$$

(小数点以下切り捨て)

V 多機能型事業所について

多機能型事業所とは

※都条例第2条第1項第14号(基準省令第2条第13号)

(児童福祉法)
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(障害者総合支援法)

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)

☆ 人員配置(従業者の員数に関する特例)

※基準について 第8 1 (1)

多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。)の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務が可能。

⇒児童福祉法の指定通所支援のみを行う多機能型事業所においては、必要とされる職種(児童発達支援管理責任者、児童指導員など)をサービスごとに配置する必要はなく「1つの事業所」として必要な配置をすればよい。

<具体例>

午前中に児童発達支援事業、午後に放課後等デイサービスを行う定員10名の多機能型事業所

	人員配置例①		人員配置例②	
	児童発達支援	放課後等 デイサービス	児童発達支援	放課後等 デイサービス
管理者	Aさん		Aさん	
児童発達支援 管理責任者	Bさん		Bさん	Eさん
児童指導員又は 保育士(常勤)	Cさん		Cさん	Dさん
児童指導員又は 保育士(非常勤)	Dさん		Dさん	Fさん

②の配置までは必要なく、①の配置があれば可。

☆ 設備基準(設備に関する特例)

※都条例第89条(設備の特例)
(基準省令第81条)

多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所において、その設備を、それぞれ兼用することができる。
※障害者総合支援法上の事業と児童福祉法上の事業の活動スペースは、分けてください。

☆ 報酬の考え方について

※留意事項通知 第二 1通則 (4) ②

多機能型事業所については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

<具体例>

午前中に児童発達支援事業(10名)、午後に放課後等デイサービス(10名)を行う多機能型事業所
⇒児童発達支援事業、放課後等デイサービスとも報酬算定上の利用定員は**20名**

多機能型事業所における定員規模別単価の取扱いについて (特例的な取扱い)

留意事項通知 第二 1通則 (4)定員規模別単価の取扱いについて

- ① 児童発達支援(旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対して行う指定児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、障害児入所支援、(医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。)については、運営規程に定める利用(入所)定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、(略)多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例【注】によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の

【注】 基準省令第80条(従業者の員数に関する特例)、81条(設備に関する特例)を指す。

以上から、通常は多機能型事業所として行う複数のサービスの利用定員の合計で
 ☆ 報酬区分が決まるが、サービスごとに従業者(児童発達支援管理責任者、児童指導員・保育士)及び設備(発達支援室(※))を別々に配置・設置している多機能型事業所においては、サービスごとの利用定員に応じた報酬区分でそれぞれ報酬請求することができる。

※事務室や相談室、トイレ、洗面はサービスに支障がなければ兼用可能。

<適用例> 児童発達支援、放課後等デイサービスそれぞれ定員10人の多機能型事業所

規模別単価 適用の有無	サービス種類	定員	報酬区分
適用なし	児童発達支援	10	11~20人
	放課後等 デイサービス	10	11~20人
適用あり	児童発達支援	10	10人以下
	放課後等 デイサービス	10	10人以下

定員規模別単価が適用される人員配置、設備は以下の通り。

☆

<人員配置>

	ケース①		ケース②		ケース③	
	児童発達支援	放課後等 デイサービス	児童発達支援	放課後等 デイサービス	児童発達支援	放課後等 デイサービス
管理者	Aさん		Aさん		Aさん	
児童発達支援 管理責任者	Aさん	Bさん	Aさん		Aさん	Bさん
児童指導員又は 保育士(常勤)	Cさん	Dさん	Bさん	Cさん	Cさん	
児童指導員、 又は保育士(非常 勤)	Eさん	Fさん	Eさん	Fさん	Eさん	Fさん
定員規模別 単価の適用	○		× (児童発達支援管理責任者が 事業間で兼務)		× (指導員又は保育士(常勤)が 事業間で兼務)	

<設備>

	ケース①		ケース②		ケース③	
	児童発達支援	放課後等 デイサービス	児童発達支援	放課後等 デイサービス	児童発達支援	放課後等 デイサービス
指導訓練室 ※定員に応じた 面積が必要	部屋①	部屋②	部屋①		部屋① (10時～12時)	部屋① (14時～17時)
定員規模別 単価の適用	○		× (指導訓練室が兼用)		× (指導訓練室が兼用)	

人員配置、設備ともケース①である場合に、定員規模別単価が適用される。

VI 営業時間とサービス提供時間について

☆平成24年度の児童福祉法改正に伴い、延長支援加算や開所時間減算など、運営規程に定める「営業時間」に関する加算・減算等が創設されましたが、「営業時間」、「サービス提供時間」の捉え方については以下の通りです。(厚生労働省に確認済み)

<定義

営業時間

事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間(10:2の職員配置を充たしている時間)で、サービス提供が可能な時間帯のこと。なお、送迎のみを行う時間帯は営業時間に含まれない。

サービス提供時間

指定障害児通所支援事業所において定めるべき標準的なサービス提供時間のこと。
(個々の利用者のニーズやプログラム等により、実際に支援する時間が異なることは可)

<具体

【例1】

- ・定員が10名の児童発達支援事業所
- ・職員は管理者、児童発達支援管理責任者、常勤の児童指導員2名、非常勤の児童指導員2名
(常勤職員の勤務時間は9:00~18:00。非常勤職員の勤務時間は9:30~16:30。
休憩は交替制のため、常に指導員が2人以上は対応が可能な状態が整っている。)
- ・午前、午後でクラス分けをしており(2単位の設定あり)、それぞれのクラスにおける標準的なサービス提供時間は①10時~12時、②14時~16時

⇒ **営業時間 9:30~16:30**

サービス提供時間 ①10:00~12:00、②14:00~16:00

【例2】

- ・定員が10名の放課後等デイサービス事業所
- ・職員は管理者、児童発達支援管理責任者、常勤の児童指導員1名、非常勤の保育士1名
(常勤職員の勤務時間は10:00~19:00。非常勤職員の勤務時間は14:00~18:30。常勤職員の休憩は12:00~13:00。)
- ・標準的なサービス提供時間は15時~18時

⇒ **営業時間 14:00~18:30**

サービス提供時間 15:00~18:00

【例3】

- ・定員が10名の児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能型事業所
- ・職員は管理者、児童発達支援管理責任者、常勤の児童指導員4名
(常勤職員の勤務時間は9:00~18:00。休憩は交替でとる。)
- ・児童発達支援における標準的なサービス提供時間は10時~12時、
放課後等デイサービスにおける標準的なサービス提供時間は14時~17時

⇒ **営業時間 9:30~17:00**

サービス提供時間 (児童発達支援) 10:00~12:00

(放課後等デイサービス) 14:00~17:00

VII 指定申請手続き・各種届出

新規申請

●申請手続き

- ・指定申請書類一式を作成しチェックリストを確認の上、財団に提出します。
- ・申請の際には、必ず電話での事前予約をお願いします。
(出張や申請の相談等で不在が多く、事前予約がない場合には対応をお断りすることがあります。)
- ・申請時には、書類のチェックや事業内容の聞き取り等を行います。
必ず事業内容を把握している申請法人の担当者が来訪するようにして下さい。
(申請法人に、事業所開設前に、事業をしっかりとご理解いただく必要があるため、申請法人以外の方(コンサルタントの方や不動産会社の方など)の単独でのご相談はご遠慮願います。)なお、お時間は1時間から1時間半程度かかります。
- ・申請書類一式は、東京都障害者サービス情報からダウンロードして下さい。

<URL>

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=052>

●指定のタイミング

指定申請書を受理した月の翌々月の1日付けで指定となります。

(例:2月20日に申請・受理 → 4月1日付けで指定)

事前相談から指定までの具体的な流れは以下の通りです。

【指定までの主な流れ】

- ①東京都が実施する「障害児通所支援事業所指定協議説明会」に参加申込みの上、出席する
- ②区市町村へ事前相談に行き、財団及び区市町村へ指定希望月の4か月前までに事前調査票・事業計画書等を提出する。
- ③指定の事前相談
※財団に訪問して事前相談する場合にも事前予約をお願いします。
- ④指定月の前々月末日までに、指定申請書類を揃えて財団に提出
- ⑤指定月の前月に、財団の現地確認を受ける
(指定に向けた準備状況の確認のため。管理者、児童発達支援管理責任者の立会いが必要)

↓(指定要件を満たしているかの審査)
- ⑥要件を満たす場合、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所として指定

★重要★

●定款表記について

指定を受けるにあたっては、定款及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の目的欄等に当該申請事業を行う旨が記載されていることが必要です。

※児童発達支援事業や放課後等デイサービスを行う場合には、

『児童福祉法に基づく障害児通所支援事業』等の表記が必要です。

(上記の表記により、居宅訪問型児童発達支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の5つの事業を読み込むことができます。)

変更届、廃止・休止届

●必要な手続き

- ・指定を受けている内容に変更が生じた場合には、変更内容に応じて必要となる書類一式を郵送にて財団に提出する必要があります。
- ・事業を廃止又は休止する場合にも、郵送にて財団に必要書類を提出する必要があります。
- ・財団の收受印を押した変更届(廃止・休止届)の写しの返送を希望される場合には、変更届(廃止・休止届)の写しと切手を貼付した返信用封筒を同封して送付してください。
- ・変更届、廃止・休止届の書式は東京都障害者サービス情報に掲載しておりますので、適宜ダウンロードしてご使用下さい。

<URL>

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-010>

児童発達支援事業所等が届け出るべき事項

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 3 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 4 事業所の平面図及び設備の概要
- 5 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 6 運営規程
- 7 障害児通所給付費の請求に関する事項(自己評価結果公表の届出含む)

●書類の提出期限

- ・変更届については、変更後10日以内です。(変更前の提出も可能です)
指定要件に関わる変更(児童発達支援管理責任者の変更、事業所の移転など)の場合には、変更前に財団に連絡し、要件の確認をするようにしてください。
- ・事業所の移転やレイアウトの変更などは、現地確認が必要となるため、変更予定月の前々月までに変更届を出す必要があります。ご注意ください。
- ・廃止及び休止については、事前に財団への相談が必要です。□

利用継続を希望する児童の移行先を確保した上で、廃止・休止日の一ヶ月前までに届出を提出してください。

<以下、根拠等>

(変更の届出等)

法第21条の5の20

指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- ②指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

加算届

●加算の変更手続き

- ・加算の状況を変更する場合には、変更内容に応じて必要となる書類一式を郵送にて財団に提出する必要があります。
- ・財団の收受印を押した変更届の写しの返送を希望される場合には、変更届の写しと切手を貼付した返信用封筒とを同封して送付してください。

●加算の変更届を提出するタイミング

- ・加算を算定する前月15日まで(財団に必着) ※算定単位数が増える場合
16日以降に財団に到着した場合には、加算算定は翌々月からとなります。
15日が休業日の場合は、前日の営業日に必着となります。
- ・加算算定の要件を充たせなくなった場合には、速やかに届出をお願いします。

<以下、根拠等（留意事項通知より）>

- 事業者側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。
- 要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。
- 届出等に関する加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。
- 事後調査等で届出時点において要件に合致しないことが判明した場合
→所要の改善が見られない場合は、当該届出は無効となる。
→要件に合致するまでは、当該加算は算定しないこと、また、算定していた加算については返還措置を講じること。

Ⅷ 運営について

指定障害児通所支援事業者は、関係法令を遵守し、常に適正な運営を行い、またサービスの質の向上に努めることとされています。

平成27年4月には、厚生労働省が、「放課後等デイサービスガイドライン※」を、また、平成29年7月には、「児童発達支援ガイドライン※」を策定しました。◆

令和6年7月にはこども家庭庁により「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の見直しと「保育所等訪問支援ガイドライン」の策定が行われました。

本ガイドラインを活用し、サービスの質の向上に努め、事業所の運営にあたってください。

ガイドラインの遵守、自己評価の実施及び結果の公表が、平成29年度から義務付けられています。

(指定障害児通所支援事業者の責務)

法第21条の5の18

指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

②指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

③指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害児通所支援の事業の基準)

法第21条の5の19

指定障害児事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

②指定障害児事業者は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する

放課後等デイサービスガイドライン※

○ガイドラインの目的

放課後等デイサービスについて、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定める

1 総論

(1)ガイドラインの目的、(2)子ども施策の基本理念、(3)障害児支援の基本理念

2 放課後等デイサービスの全体像

(1)定義、(2)役割、(3)放課後等デイサービスの原則

3 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容

(1)放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項

(2)放課後等デイサービスの内容(本人支援、家族支援、移行支援、地域支援・地域連携)

4 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

(1)障害児支援利用計画の作成の流れ、(2)放課後等デイサービス計画の作成の流れ

5 関係機関との連携

(1)市町村との連携、(2)医療機関との連携、(3)学校等との連携、(4)放課後児童クラブや児童館等

(5)他の放課後等デイサービス事業所との連携(6)児童発達支援センターとの連携(7)ライフステージに応じた関係機関との連携

(8)こども家庭センターや児童相談所との連携(9)(自立支援)協議会等への参加や地域との連携

6 放課後等デイサービスの提供体制

(1)定員、(2)職員配置及び職員の役割、(3)施設及び設備等、(4)衛生管理、安全管理対策、(5)適切な支援の提供

(6)保護者との関わり(7)地域に開かれた事業運営(8)秘密保持等(9)職場倫理



【本人支援】障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにする

【家族支援】家族が安心して子育てをできるよう、家族(きょうだい含む。)と日頃から信頼関係を構築し、不安や負担を軽減する

【移行支援】障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り、地域の保育、教育、放課後の居場所等を享受し、支援を受けられるようにし、かつ同年代の子どもとの仲間作りを図っていく

【地域支援】障害のある子どもや家族を中心に据えた包括的な支援を受けられるよう、関係機関等と連携し、子どもや家族の支援を進める

児童発達支援ガイドライン※

○ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定める。

1 総論

(1)ガイドラインの目的、(2)こども施策全体の基本理念、(3)障害児支援の基本理念

2 児童発達支援の全体像

(1)定義、(2)役割、(3)児童発達支援の原則

3 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

(1)児童発達支援の提供に当たっての留意事項

(2)児童発達支援の内容(本人支援、家族支援、移行支援、地域支援・地域連携)

4 児童発達支援計画の作成及び評価

(1)障害児支援利用計画の作成の流れ、(2)児童発達支援計画の作成の流れ

5 関係機関との連携

(1)市町村との連携、(2)医療機関との連携、(3)保育所や幼稚園等との連携、

(4)他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携

(5)学校や放課後等デイサービス事業所等との連携(6)こども家庭センターや児童相談所との連携

(7)(自立支援)協議会等への参加や地域との連携

6 児童発達支援の提供体制

(1)定員、(2)職員配置及び職員の役割、(3)施設及び設備等、(4)衛生管理、安全管理対策、(5)適切な支援の提供

(6)保護者との関わり(7)地域に開かれた事業運営(8)秘密保持等(9)職場倫理

7 支援の質の向上と権利擁護

(1)支援の質の向上への取組、(2)権利擁護

【基準について】

第一 基準の性格

1 基準は、指定障害児通所支援事業者等が法に規定する指定通所支援を提供するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児通所支援事業者は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。

2 指定障害児通所支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児通所支援事業者の指定又は更新は受けられない。

また、基準に違反することが明らかになった場合には、

①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、

②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、

③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる。

都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができる。

③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。

③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正な指定通所支援が行われていることが判明した場合、当該指定通所支援に関する障害児通所給付費等の請求を停止させること)ができる。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)次に掲げるときその他の指定障害児通所支援事業者等が自己の利益を図るために基準に違反したとき

①指定通所支援の提供に際して通所給付決定保護者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

②障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

③障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき

(2)障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

(3)その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき



運営基準の主な事項(これ以外にも重要なものがあります。必ず全文に目を通してください。)

都条例	都規則	基準省令	事 項
15条	6条	11条	利用定員
16条		12条	内容及び手続の説明及び同意
17条		13条	契約支給量の報告等
18条		14条	提供拒否の禁止
20条		16条	サービス提供困難時の対応
21条		17条	受給資格の確認
25条		21条	サービス提供の記録
26条		22条	保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等
27条	7条	23条	通所利用者負担額の受領
28条		24条	通所利用者負担額に係る管理
29条		25条	障害児通所給付費の額に係る通知等
12条		27条	児童発達支援計画の作成等
12条		28条	児童発達支援管理責任者の責務
32条		30条	指導、訓練等
36条		34条	緊急時等の対応
11条		36条	管理者の責務
13条		37条	運営規程
14条		38条	勤務体制の確保等
38条		39条	定員の遵守
51条		40条	非常災害対策
39条		41条	衛生管理等
40条		42条	協力医療機関
41条		43条	掲示
42条		44条	身体拘束等の禁止
43条		45条	虐待等の禁止
45条		47条	秘密保持等
48条		50条	苦情解決
50条		52条	事故発生時の対応
52条		53条	会計の区分
53条		54条	記録の整備

区 問 い 合 わ せ 先 等

内 容	部 署 等	連 絡 先
児童発達支援、放課後等デイサービスの制度に関すること	障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当	TEL 03-5320-4374
児童発達支援、放課後等デイサービスの申請、加算に関すること	公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 児童系サービス	TEL 03-6302-0315
処遇改善加算に関すること	障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当 処遇改善(特別)加算作業グループ	TEL 03-5320-4230
児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修の実施に関すること	東京都心身障害者福祉センター 地域支援課地域支援担当	TEL 03-3235-2954
障害児通所支援等に係る苦情相談に関すること	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	TEL 03-5283-7020
請求システム(国保連システム)に関すること	国保中央会 電子請求ヘルプデスク	TEL 0570-059-403
区市町村地域生活支援事業に関すること	各区市町村	各区市町村

法令・様式等の掲載先

国の情報

- 「児童福祉法」などの法律、「児童福祉法施行令」などの政令、「児童福祉法施行規則」などの規則の検索【法令データ検索システム】
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/i
- 厚生労働省の告示(報酬告示など)、通知など【厚生労働省法令等データベースシステム】
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>
- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaisei/index.html
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

東京都の情報

- ※東京都からのお知らせ等は、「東京都障害者サービス情報」に掲載しています。
(<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/>)
- 申請書類関係(サービスごとに掲載しています)
<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspGatego.php?catid=052>
- 変更届(加算の変更届)、廃止・休止届、再開届
<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-010>
- 集団指導資料



発行元

東京都 福祉局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 児童福祉施設担当